



平成 29 年 2 月 28 日
第六管区海上保安本部

問合せ先
交通部航行安全課 工藤
Tel : 0 8 2 - 2 5 1 - 5 1 1 1
(内線 2 6 2 0)

霧海難防止運動の実施について

～ あなどるな！海には魔物が住んでいる～

海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議では、春先から梅雨時期にかけて発生する濃霧による視界制限状況下での衝突、乗揚海難の発生を防止すべく関係者が強調して運動を実施するよう決定されています。(別添 1 参照)

第六管区海上保安本部では、船舶乗組員、所有者、運航者等を対象とした「霧海難防止運動」を次のとおり展開します。

1 期 間

3月1日(水)から3月10日(金)までの10日間

2 重点指導事項

(1) 航法等の遵守

- ア 厳重な見張りの励行
- イ レーダー及びAISの適切な使用
- ウ 霧中信号の励行
- エ 安全な速力による航行
- オ 自船の船位確認
- カ 適切な避航動作
- キ 安全な場所への早期避泊

(2) 安全運航に係るマニュアルの遵守

(3) 気象・海象の早期把握



3 主な実施事項

(1) 広報、周知関係

地方自治体、海事関係団体の広報誌等での周知
海事関係者へのリーフレット配布

(2) 安全指導関係

船舶に対する訪船指導
海事関係機関等との合同訪船指導

(3) 安全教育関係

海難防止講習会における安全研修

4 参考

(1) 視界制限時の海難発生状況(別添 2 参照)

(2) 平成 28 年の霧による視界制限について(別添 3 参照)

霧海難防止運動の経緯等

経緯

瀬戸内海・宇和海は多くの船舶が航行しているほか、大小多くの島々や狭水道など、船舶の航行には注意を要する海域が多く存在します。

さらに春先から梅雨時期にかけては濃霧により視界が悪くなる事象が多く発生します。

このように視界が悪い場合は、他船の発見が遅れ、避航（衝突等を回避する）動作も遅れることから、衝突・乗揚げ海難が発生する可能性があり、一度この種の海難が発生した場合は、人命や財産に対する直接的な影響のみならず、油の流出による沿岸域への社会的影響や通航船舶への影響が大きくなることが考えられます。

このことから、視界制限時（ ）における海難が多く発生する時期に先駆けて、3月1日から10日までの間、「霧海難防止運動」を推進していくことが、平成28年6月15日に広島で開催された「海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議」において決定されました。

視界制限時とは、視界2,000m以下の場合をいう

海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議構成員

第六管区海上保安本部長

公益財団法人 海上保安協会広島地方本部長

公益社団法人 瀬戸内海海上安全協会長

公益社団法人 瀬戸内海小型船安全協会長

海難防止強調運動広島地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動水島地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動尾道地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動呉地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動周防地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動高松・東讃・小豆島地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動松山地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動今治地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動宇和島地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動岩国地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動福山地区推進連絡会議議長

海難防止強調運動新居浜地区推進連絡会議議長

その他、議長が必要と認める者

(平成28年度参加者)

中国総合通信局長

四国総合通信局長

中国運輸局長

四国運輸局長

広島地方海難審判所長

運輸安全委員会事務局広島事務所長

中国地方海運組合連合会会長

全日本海員組合中・四国地方支部長

内海水先区水先人会会長

船員災害防止協会中国支部長

PW安全協会中国地方本部長

PW安全協会四国地方本部長

香川西海難防止会会長

各地区海難防止強調運動推進連絡会議：各地区に所在する各行政機関（地方運輸局や地方整備局の事務所等）や海事関係者（各企業や各漁協等）などの機関により構成されています。

視界制限時の海難発生状況

第六管区海上保安本部管内において、過去5年間(平成24年～平成28年)で発生した視界制限時における海難は以下のとおり。

海難隻数は22隻(貨物船12隻、タンカー10隻)

(1) 月別

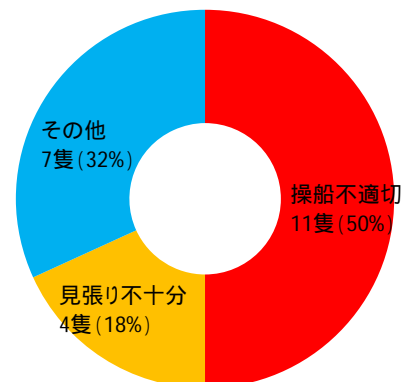
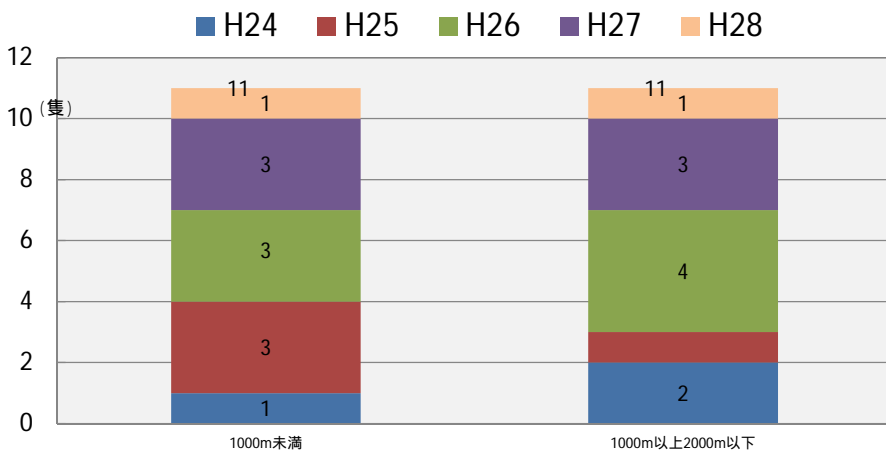
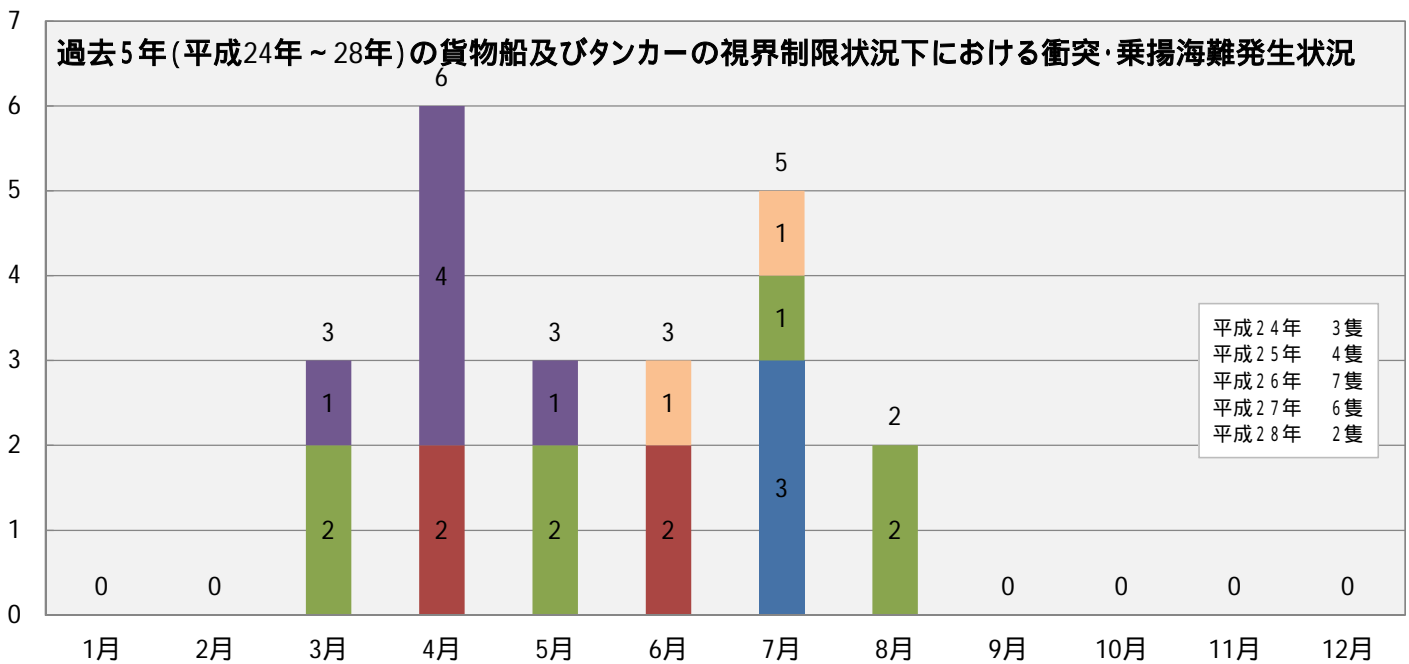
4月 6隻(27%)、7月 5隻(23%)、3月・5月・6月 3隻(14%)
の順で多く発生

(2) 視程別

・1,000m以上2,000m以下 11隻(50%)
・1,000m未満 11隻(50%)

(3) 原因別

操船不適切 11隻(50%)、見張り不十分 4隻(18%)



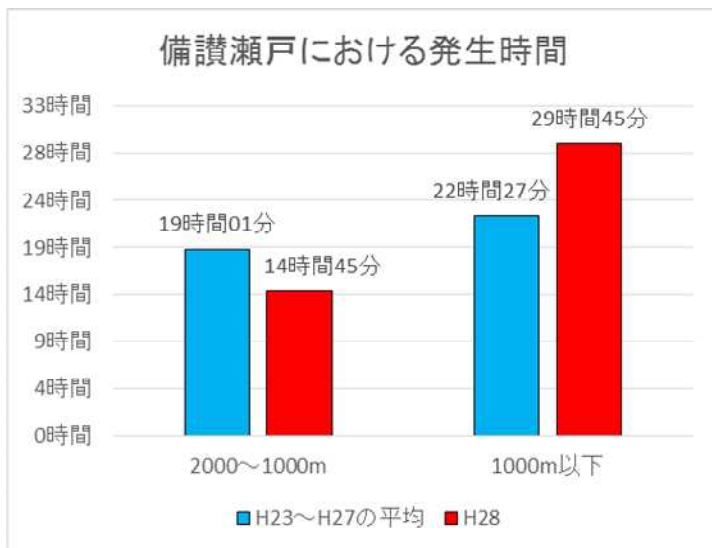
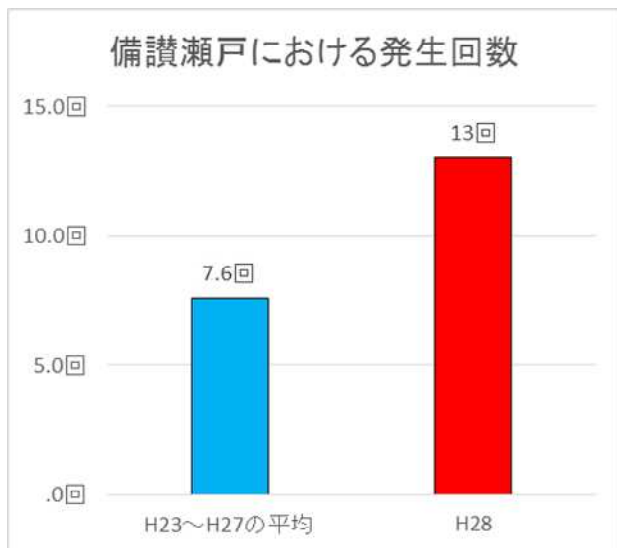
平成 28 年の霧による視界制限について

1 霧の発生状況

瀬戸内海においては、霧の発生により、次のとおり視界制限状態（2,000m以下）となった場合、海上交通センターから通航船舶に対して航路外待機指示を行っております。

(1) 備讃瀬戸

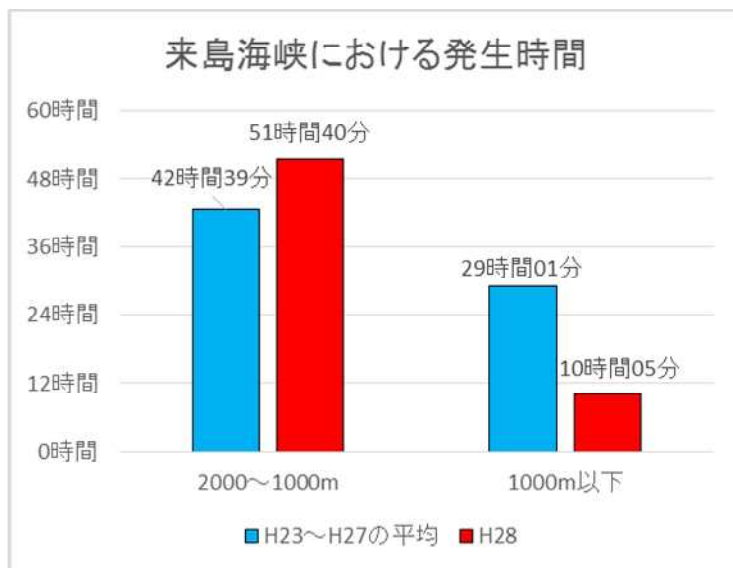
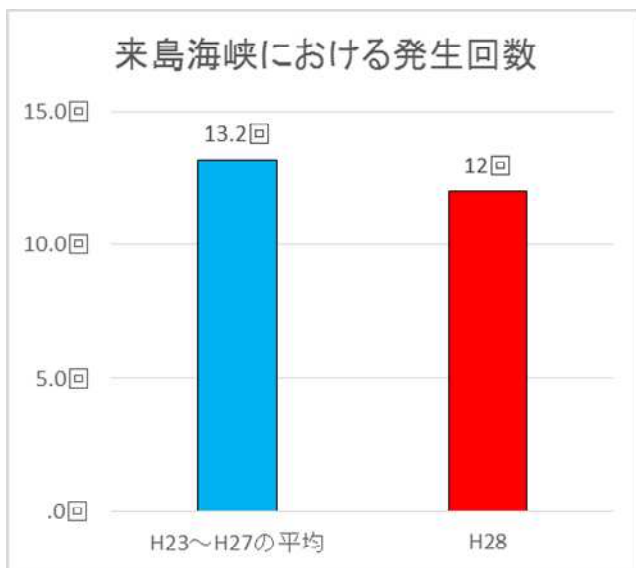
視界制限状態（2,000m以下）の発生状況 13回、44時間30分
（平成23年から平成27年の年間平均7.6回、41時間28分）



航路外待機指示隻数 33隻
（平成23年から平成27年の平均18.6隻）

(2) 来島海峡

視界制限状態（2,000m以下）の発生状況 12回、61時間45分
（平成23年から平成27年の年間平均13.2回、71時間40分）



航路外待機指示隻数 10隻
（平成23年から平成27年の平均41.4隻）

2 海上交通センターによる航路外待機指示について

当管区内の海上交通センター

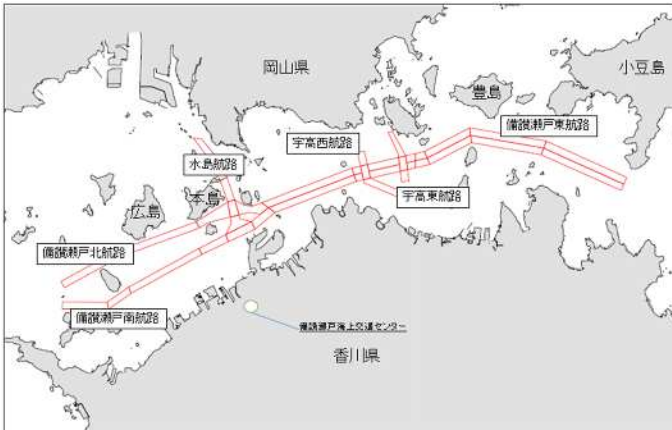
備讃瀬戸海上交通センター（香川県宇多津町）

来島海峡海上交通センター（愛媛県今治市）

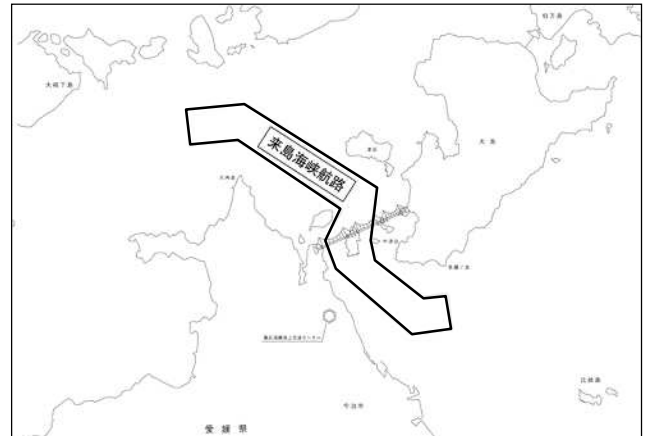
航路外待機指示

海上交通センターでは、海上交通安全法の規定に基づき、霧で見通しが悪くなるときなどに、航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路外で待機するよう指示する場合があります。

（備讃海域）



（来島海峡）



	視界制限時の基準及び対象船舶		その他
	視程2000m以下の場合	視程1000m以下の場合	
備讃瀬戸海上交通センター ・備讃瀬戸東航路 ・宇高東航路 ・宇高西航路 ・備讃瀬戸北航路 ・備讃瀬戸南航路 ・水島航路	・巨大船(※1) ・特別危険物積載船(※2) ・長大物件えい航船等(※3)	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船(特別危険物積載船を除く)	水島航路は長さ70m以上200m未満の船舶が巨大船との行会いが予想される場合
来島海峡海上交通センター ・来島海峡航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船(特別危険物積載船を除く) ・100m以上200m未満の物件えい航船等	潮流の速力を超えて4ノット以上の速力を確保できない船舶

- 1 長さ200m以上の船舶
- 2 特別危険物積載船：総トン数5万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には総トン数2万5千トン）以上の危険物積載船。
- 3 長大物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が200m以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶。

